

IV

車体課税の見直し

平成29年4月1日とされていた、自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期が、それぞれ平成31年10月1日に変更されます。

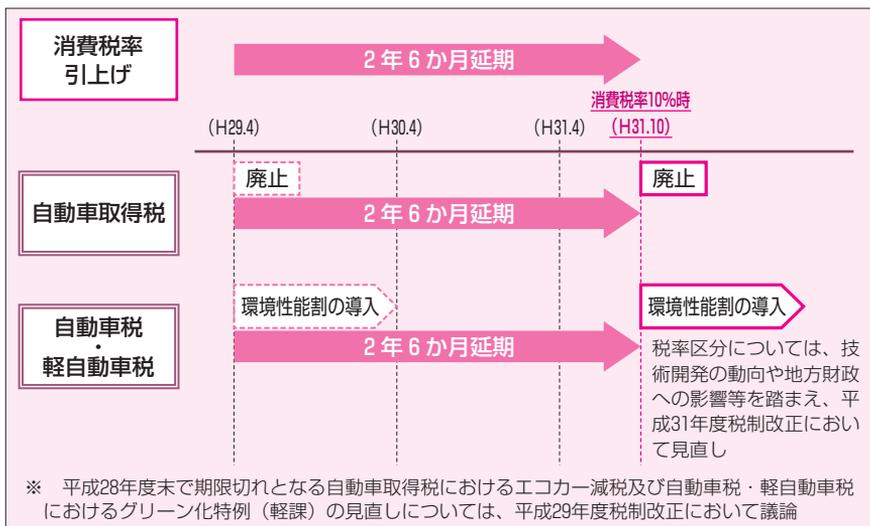
環境性能割の税率区分等については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、平成31年度税制改正において見直しが行われ、必要な法制上の措置が講じられます。

◇自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更

	平成28年【3月】改正		平成28年【秋】改正
自動車取得税の廃止	平成29年4月1日	2 年 半 延 期	平成31年10月1日
自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入	平成29年4月1日		平成31年10月1日

(注) 環境性能割の税率区分等については、平成31年度税制改正において見直し。

◇車体課税の見直し時期



※ 平成28年度末で期限切れとなる自動車取得税におけるエコカー減税及び自動車税・軽自動車税におけるグリーン化特例（軽課）の見直しについては、平成29年度税制改正において議論

(財務省資料を基に加工)

軽減税率対策補助金制度の延長

消費税の軽減税率（複数税率）制度への対応が必要となる中小企業・小規模事業者が、複数税率に対応したレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助するための政府予算が計上されていました。この軽減税率対策補助金制度については、消費税率の引上げの延期にあわせて、継続されることとなっています。

◇消費税軽減税率対策予算（平成27年度予備費・補正予算）

消費税軽減税率への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう以下の支援を行うための予算を計上。

1. 中小の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等支援（予備費996億円）

小売段階の支援

複数税率対応レジの導入等支援

対象者：
複数税率に対応して区分経理等を行う必要がある中小の小売事業者等（複数税率対応レジを持たない者に限る）

補助率：原則 2/3

※ 3万円未満のレジ購入の場合 3/4補助

補助上限：1台あたり20万円

※ 商品マスタの設定が必要な場合には上記にプラス20万円で上限40万円

流通段階の支援

受発注システムの改修等支援

対象者：
軽減税率制度の導入に伴い電子的に受発注を行うシステムの改修等を行う必要がある中小の小売事業者、卸売事業者等

補助率：2/3

補助上限：1,000万円（小売事業者）
150万円（卸売事業者等）

※ 補助事業を超える分について、日本政策金融公庫等の低利融資が利用可能（基準金利よりも0.9%低い「特別利率③」が適用）

スキーム



2. 中小企業団体等の小売事業者への周知や対応サポート体制の整備（補正予算170億円）

制度の周知及び対応の促進、相談窓口の設置、講習会の実施、巡回指導・専門家派遣等

（経済産業省資料を基に作成）

参考 消費税率引上げ時期の変更に伴う対応について（一覧表）

	改正前	平成28年[秋]改正
税率引上げ関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 税率引上げ時期：平成29年4月1日（税制抜本改革法で規定） ② 請負契約等に係る経過措置の指定日：平成28年10月1日 	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成29年4月1日 ⇒平成31年10月1日 ② 平成28年10月1日 ⇒平成31年4月1日
軽減税率関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 軽減税率導入時期：平成29年4月1日 ② 適格請求書等保存方式の導入時期：平成33年4月1日 ③ 税額計算の特例の適用期間 <ul style="list-style-type: none"> ○ 売上税額の計算の特例（中小事業者向け）：4年（平成29年4月～平成33年3月末） ○ 仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）：1年（平成29年4月～平成30年3月末） ※簡易課税の事後選択を含む ○ 大規模事業者にも同様の特例を1年間 	<ul style="list-style-type: none"> ① 平成29年4月1日 ⇒平成31年10月1日 ② 平成33年4月1日 ⇒平成35年10月1日 ③ 税額計算の特例の適用期間 <ul style="list-style-type: none"> ⇒売上税額の計算の特例（中小事業者向け）：4年（平成31年10月～平成35年9月末） ⇒仕入税額の計算の特例（中小事業者向け）：1年（平成31年10月～平成32年9月末） ※簡易課税の事後選択を含む ⇒大規模事業者には措置しないこととする
軽減税率財源確保関係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度末までに ⇒平成30年度末までに
転嫁対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費税転嫁対策特別措置法の適用期限：平成30年9月30日 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年9月30日 ⇒平成33年3月31日
住宅ローン減税	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅ローン減税（10年間合計で最大500万円の税額控除）等の適用期限：平成31年6月30日 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成31年6月30日 ⇒平成33年12月31日
住宅取得資金贈与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親、祖父母等から住宅購入資金の贈与を受けた場合、現行では最大1,200万円非課税（平成31年6月末までに段階的に縮小） ○ 更に、反動減対策として、平成28年10月以降、新税率（10%）が適用される住宅については、非課税枠を上乗せし、3,000万円まで拡大（平成31年6月末まで段階的に縮小） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「非課税枠」の適用期限： 平成31年6月30日 ⇒平成33年12月31日 （現行1,200万円の非課税枠を2年半延長し、段階的に縮小させる期間も2年半延期） ○ 「上乗せ非課税枠」の適用期間： 平成28年10月1日 ～平成31年6月末 ⇒平成31年4月1日 ～平成33年12月31日
車体課税の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年4月より、自動車取得税（地方税）の廃止と環境性能割（地方税）の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年4月1日 ⇒平成31年10月1日
地方法人課税の偏在是正	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年4月より、法人住民税法人税割の税率引下げ、地方法人税の税率引下げ、地方法人特別税・譲与税の廃止等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年4月1日 ⇒平成31年10月1日

（財務省資料を基に作成）